

議案第3号

平成30年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について

平成30年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年5月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成 30 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がい程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 平成 30 年 3 月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者（同令第 150 条各号のいずれかに該当する者を除く。）

4 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 29 年 11 月 15 日（水）から同月 17 日（金）までとする。

受付時間は、平成 29 年 11 月 15 日（水）及び 16 日（木）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 17 日（金）は午前 9 時から正午までとする。

イ 実施期日

平成 29 年 12 月 7 日（木）及び 8 日（金）（ただし、面接は、平成 29 年 12 月 8 日（金）とする。）

ウ 検査内容

- (ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。
- (イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。
- (ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

エ 選抜方法

合格者は、琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

平成 29 年 12 月 15 日（金）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成 29 年 12 月 25 日（月）までに、中学校等の校長を経由して琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 30 年 1 月 16 日（火）及び 17 日（水）とする。

受付時間は、平成 30 年 1 月 16 日（火）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 17 日（水）は午前 9 時から正午までとする。

イ 実施期日

平成 30 年 1 月 23 日（火）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成 30 年 1 月 29 日（月）

5 その他

(1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。

(2) 琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。